

茅ヶ崎市児童クラブ

指定管理者募集要項

(案)

令和 7 年 4 月

茅ヶ崎市教育委員会  
教育推進部 青少年課

## 目 次

|    |                             |    |
|----|-----------------------------|----|
| 1  | 趣旨 .....                    | 2  |
| 2  | 設置目的.....                   | 2  |
| 3  | 成果指標.....                   | 2  |
| 4  | 募集について .....                | 2  |
| 5  | 施設の概要 .....                 | 3  |
| 6  | 開所時間及び休所日 .....             | 5  |
| 7  | 指定管理者が行う業務 .....            | 5  |
| 8  | 指定を行う予定の期間 .....            | 6  |
| 9  | 経費に関する事項.....               | 6  |
| 10 | 指定管理者の募集に関する事項 .....        | 9  |
| 11 | 指定管理者の選定及び指定に関する事項 .....    | 13 |
| 12 | 協定及び準備に関する事項.....           | 14 |
| 13 | 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置 ..... | 15 |
| 14 | 損害賠償等 .....                 | 16 |
| 15 | 業務の委託等 .....                | 16 |
| 16 | 原状回復及び事務引き継ぎ .....          | 16 |
| 17 | 施設のあり方の検討について .....         | 16 |
| 18 | リスク分担に対する方針 .....           | 17 |
| 19 | その他 .....                   | 18 |
| 20 | 問い合わせ先 .....                | 18 |
| 21 | 関係資料.....                   | 18 |

## 茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者募集要項

### 1 趣旨

茅ヶ崎市児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）について最も効果的・効率的な管理運営を実現するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、茅ヶ崎市児童クラブ条例（平成13年茅ヶ崎市条例第17号。以下「条例」という。）第3条、及び茅ヶ崎市児童クラブ条例施行規則（令和5年教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、児童クラブの管理運営を行う指定管理者を募集します。

### 2 設置目的

児童クラブは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、保護者が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るために設置するものです。

令和5年にはこども基本法が施行され、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長できる社会の実現を目指しています。

### 3 成果指標

設置目的の達成状況の成果測定については、毎年指定管理者が実施する利用者アンケートにおいて、「子どもにとって心理的に安全な場所になっている」・「事故防止に努めている」の両項目について、「満足している」「まあまあ満足している」の割合が9割以上となることを成果指標とします。

### 4 募集について

市内24の児童クラブを以下の学区ごとに東部ブロックと西部ブロックに分割し、それぞれのブロックの指定管理者を公募、選定します。両方応募いただくことも可能です。

| ブロック               |    | 学区             | クラブ数 | 定員   | 支援数  |
|--------------------|----|----------------|------|------|------|
| <u>東部<br/>ブロック</u> | A区 | 小出、香川、円蔵       | 4クラブ | 286名 | 7支援  |
|                    | B区 | 松林、小和田、室田      | 3クラブ | 244名 | 6支援  |
|                    | E区 | 松浪、浜須賀、緑が浜、汐見台 | 6クラブ | 345名 | 9支援  |
| <u>西部<br/>ブロック</u> | C区 | 鶴嶺、梅田、今宿、浜之郷   | 7クラブ | 437名 | 12支援 |
|                    | D区 | 茅ヶ崎、西浜、柳島、東海岸  | 4クラブ | 279名 | 8支援  |

### 【A～E区について】

教育・保育の利用状況やそれを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として市内5区域に分けられた教育・保育提供区域ごとに利用者数の分析や検討を進めています。

「こどもまちプロジェクト 2025-2029 一ちがさきのこどもけいかく」においても教育・保育提供区域を5区に設定し計画の推移を測定していることから、児童クラブにおいても、同様に5区に区分しています。(資料1参照)

## 5 施設の概要

※間取り図等詳細は、応募者説明会で提示します。

### (1) A区

| 学区 | 名 称                               | 所 在 地           | 施設の概要                              | 施設内容                          | 定員  | 支援数 |
|----|-----------------------------------|-----------------|------------------------------------|-------------------------------|-----|-----|
| 小出 | 茅ヶ崎市小出児童クラブ<br>(にほんまつ)            | 茅ヶ崎市堤1967番地     | 木造 1階建<br>敷地面積 96㎡<br>延床面積 83㎡     | 保育室(台所含む)、<br>トイレ、手洗い場        | 56人 | 1   |
| 香川 | 茅ヶ崎市香川児童クラブ<br>(てんとう虫・<br>よつばクラブ) | 茅ヶ崎市香川1丁目30番59号 | 木造 2階建<br>敷地面積 255㎡<br>延床面積 229㎡   | 保育室(台所含む)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 96人 | 2   |
| 香川 | 茅ヶ崎市香川第2児童クラブ<br>(みずたま)           | 茅ヶ崎市香川1丁目30番51号 | 木造 1階建<br>敷地面積 206㎡<br>延床面積 98㎡    | 保育室(台所含む)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 67人 | 2   |
| 円蔵 | 茅ヶ崎市円蔵児童クラブ<br>(すぎの子)             | 茅ヶ崎市茅ヶ崎551番地9   | 軽量鉄骨造 1階建<br>敷地面積 282㎡<br>延床面積 98㎡ | 保育室(台所含む)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 67人 | 2   |

### (2) B区

| 学区  | 名 称                     | 所 在 地                                 | 施設の概要                               | 施設内容                          | 定員  | 支援数 |
|-----|-------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|-----|-----|
| 松林  | 茅ヶ崎市松林児童クラブ<br>(まつぼっくり) | 茅ヶ崎市松林2丁目16番32号                       | 木造 1階建<br>敷地面積 463㎡<br>延床面積 115㎡    | 保育室(台所含む)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 79人 | 2   |
| 小和田 | 茅ヶ崎市小和田児童クラブ<br>(ピノキオ)  | 茅ヶ崎市小和田3丁目22番44号<br>市営小和田住宅外<br>複合施設内 | 木造 2階建<br>敷地面積 2,321㎡<br>延床面積 212㎡  | 保育室(台所含む)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 95人 | 2   |
| 室田  | 茅ヶ崎市室田児童クラブ<br>(おおぞら)   | 茅ヶ崎市松林3丁目5番33号                        | 軽量鉄骨造 1階建<br>敷地面積 348㎡<br>延床面積 103㎡ | 保育室(台所含む)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 70人 | 2   |

### (3) C区

| 学区 | 名 称                      | 所 在 地         | 施設の概要                             | 施設内容                          | 定員  | 支援数 |
|----|--------------------------|---------------|-----------------------------------|-------------------------------|-----|-----|
| 鶴嶺 | 茅ヶ崎市鶴嶺児童クラブ<br>(ひまわり)    | 茅ヶ崎市浜之郷603番地  | 鉄骨造 1階建<br>敷地面積 255㎡<br>延床面積 103㎡ | 保育室(台所含む)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 70人 | 2   |
| 鶴嶺 | 茅ヶ崎市今宿・鶴嶺児童クラブ<br>(にこにこ) | 茅ヶ崎市今宿1224番地1 | 木造 1階建<br>敷地面積 333㎡<br>延床面積 196㎡  | 保育室(台所含む)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 80人 | 2   |

|     |                              |                                           |                                                                    |                               |          |   |
|-----|------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----------|---|
| 梅田  | 茅ヶ崎市梅田<br>児童クラブ<br>(つくしんぼ)   | 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1<br>丁目 5 番 4 6 号                 | 軽量鉄骨造 2 階建<br>敷地面積 4 6 8 m <sup>2</sup><br>延床面積 9 7 m <sup>2</sup> | 保育室(台所包含)、<br>トイレ、手洗い場        | 6 7<br>人 | 2 |
| 梅田  | 茅ヶ崎市梅田第 2<br>児童クラブ<br>(にじいろ) | 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1<br>丁目 5 番 3 2 号                 | 木造 2 階建<br>敷地面積 2 0 5 m <sup>2</sup><br>延床面積 1 0 4 m <sup>2</sup>  | 保育室(台所包含)、<br>トイレ、手洗い場        | 7 1<br>人 | 2 |
| 今宿  | 茅ヶ崎市今宿<br>児童クラブ<br>(たんぽぽ)    | 茅ヶ崎市今宿 1 2<br>2 5 番 1 号                   | 軽量鉄骨造 1 階建<br>敷地面積 1 5 8 m <sup>2</sup><br>延床面積 6 0 m <sup>2</sup> | 保育室(台所包含)、<br>トイレ、手洗い場        | 4 1<br>人 | 1 |
| 今宿  | 茅ヶ崎市今宿・鶴<br>嶺児童クラブ<br>(ぼぼんた) | 茅ヶ崎市今宿 1 2<br>2 4 番地 1                    | 木造 1 階建<br>敷地面積 3 3 3 m <sup>2</sup><br>延床面積 1 9 6 m <sup>2</sup>  | 保育室(台所包含)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 4 0<br>人 | 1 |
| 浜之郷 | 茅ヶ崎市浜之郷<br>児童クラブ<br>(なかよし)   | 茅ヶ崎市西久保 1<br>8 0 番地<br>鶴嶺東コミュニテ<br>ィセンター内 | 鉄骨造 1 階建<br>敷地面積 1 3 2 5 m <sup>2</sup><br>延床面積 9 9 m <sup>2</sup> | 保育室(台所包含)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 6 8<br>人 | 2 |

(4) D 区

| 学区  | 名 称                          | 所 在 地                           | 施設の概要                                                                     | 施設内容                          | 定員       | 支援<br>数 |
|-----|------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----------|---------|
| 茅ヶ崎 | 茅ヶ崎市茅ヶ崎<br>児童クラブ<br>(きかんしゃ)  | 茅ヶ崎市共恵 1 丁<br>目 1 0 番 7 0 号     | 軽量鉄骨プレハブ造<br>2 階建<br>敷地面積 3 5 0 m <sup>2</sup><br>延床面積 9 9 m <sup>2</sup> | 保育室(台所包含)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 6 8<br>人 | 2       |
| 西浜  | 茅ヶ崎市西浜<br>児童クラブ<br>(いるか)     | 茅ヶ崎市南湖 6 丁<br>目 1 5 番 1 3 号     | 木造 1 階建<br>敷地面積 1 3 0 0 m <sup>2</sup><br>延床面積 1 1 2 m <sup>2</sup>       | 保育室(台所包含)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 7 6<br>人 | 2       |
| 柳島  | 茅ヶ崎市柳島<br>児童クラブ<br>(どんぐり)    | 茅ヶ崎市柳島 2 丁<br>目 6 番 5 4 号       | 木造 1 階建<br>敷地面積 5 4 9 m <sup>2</sup><br>延床面積 9 9 m <sup>2</sup>           | 保育室(台所包含)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 6 8<br>人 | 2       |
| 東海岸 | 茅ヶ崎市東海岸<br>児童クラブ<br>(マリンキッズ) | 茅ヶ崎市東海岸南<br>4 丁目 1 0 番 4 0<br>号 | 鉄骨造 1 階建<br>敷地面積 2 6 5 m <sup>2</sup><br>延床面積 9 9 m <sup>2</sup>          | 保育室(台所包含)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 6 7<br>人 | 2       |

(5) E 区

| 学区  | 名 称                          | 所 在 地                     | 施設の概要                                                              | 施設内容                          | 定員       | 支援<br>数 |
|-----|------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----------|---------|
| 松浪  | 茅ヶ崎市松浪<br>児童クラブ<br>(おひさま)    | 茅ヶ崎市富士見町<br>2 番 1 3 号 1 階 | 木造 2 階建<br>敷地面積 3 9 3 m <sup>2</sup><br>延床面積 6 0 m <sup>2</sup>    | 保育室(台所包含)、<br>トイレ、手洗い場、       | 4 1<br>人 | 1       |
| 松浪  | 茅ヶ崎市松浪第 2<br>児童クラブ<br>(このは)  | 茅ヶ崎市出口町 1<br>2 番 5 号 1 3  | 木造 2 階建<br>敷地面積 1 3 9 m <sup>2</sup><br>延床面積 1 3 3 m <sup>2</sup>  | 保育室(台所包含)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 8 0<br>人 | 2       |
| 浜須賀 | 茅ヶ崎市浜須賀<br>児童クラブ<br>(おおなみ)   | 茅ヶ崎市白浜町 3<br>番 2 4 号      | 軽量鉄骨造 1 階建<br>敷地面積 1 6 0 m <sup>2</sup><br>延床面積 7 8 m <sup>2</sup> | 保育室(台所包含)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 5 3<br>人 | 1       |
| 浜須賀 | 茅ヶ崎市浜須賀第<br>2 児童クラブ<br>(こなみ) | 茅ヶ崎市松が丘 2<br>丁目 1 2 番 8 号 | 木造 1 階建<br>敷地面積 2 3 4 m <sup>2</sup><br>延床面積 1 1 1 m <sup>2</sup>  | 保育室(台所包含)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 6 0<br>人 | 2       |
| 緑が浜 | 茅ヶ崎市緑が浜<br>児童クラブ<br>(わんぱく)   | 茅ヶ崎市富士見町<br>2 番 1 3 号 2 階 | 木造 2 階建<br>敷地面積 3 9 3 m <sup>2</sup><br>延床面積 6 0 m <sup>2</sup>    | 保育室(台所包含)、<br>トイレ、手洗い場、       | 4 1<br>人 | 1       |
| 汐見台 | 茅ヶ崎市汐見台<br>児童クラブ<br>(くじら)    | 茅ヶ崎市汐見台 3<br>番 1 1 号      | 木造 1 階建<br>敷地面積 2 5 0 m <sup>2</sup><br>延床面積 1 0 3 m <sup>2</sup>  | 保育室(台所包含)、<br>トイレ、手洗い場、<br>和室 | 7 0<br>人 | 2       |

## 6 開所時間及び休所日

### (1) 開所時間

- ア 月曜日から金曜日 小学校の授業終了時から午後 7 時まで
- イ 土曜日及び(2)以外の小学校休業日 午前 8 時から午後 7 時まで

### (2) 休所日

- ア 日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ウ 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
- エ 指定管理者は、ア～ウの規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは教育委員会の承認を受けて、臨時に休所日に開所し、又は臨時に休所日以外の日に開所しないことができます。

## 7 指定管理者が行う業務

（詳細は、別紙 1 「茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者管理運営の基準」を参照）

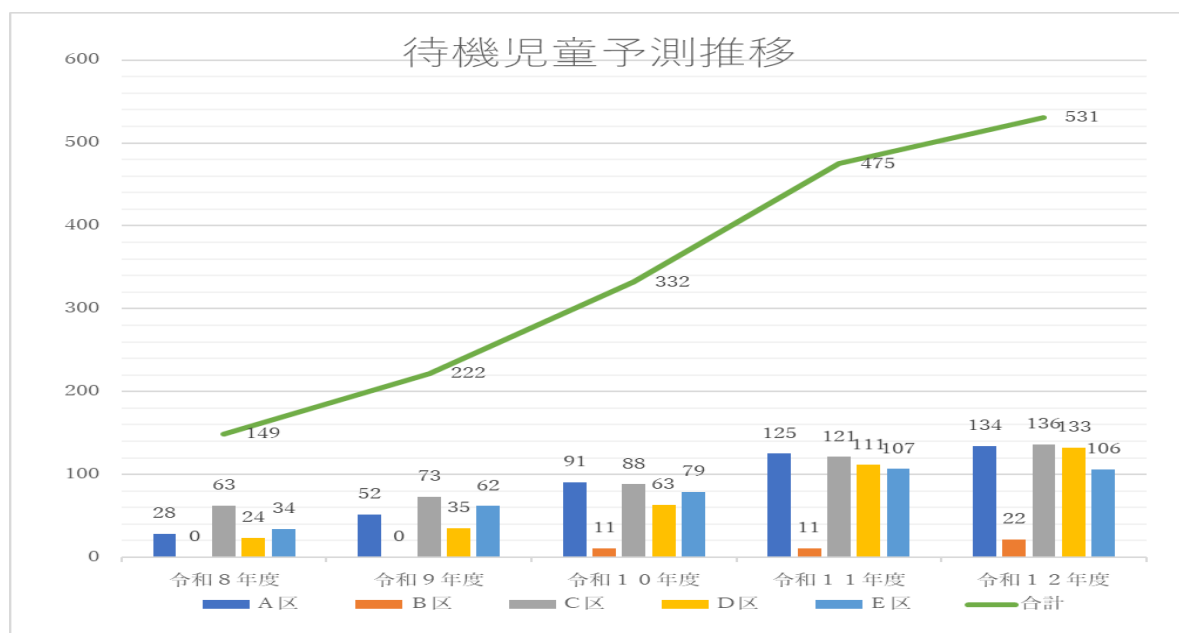
- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 児童クラブの入所の承諾及び入所の承諾の取消しに関する業務
- (3) 入所児童の健全な育成に関する業務
- (4) 待機児童解消等を目的に設置するサテライト型児童クラブ（注 1）運営業務
- (5) 広報に関する業務
- (6) 地域連絡会の設置運営に関する業務
- (7) 危機管理に関する業務
- (8) 施設等の維持管理に関する業務
- (9) 経営管理に関する業務
- (10) その他の業務

### （注 1）サテライト型児童クラブ

本市では、継続的に児童クラブに待機児童が発生しており、解消に向けた取り組みを進めております。サテライト児童クラブとは、待機児童解消に向けた取り組みの一環として、教育施設等を活用し既存児童クラブ（公設民営）の分室として運営する児童クラブです。待機児童の発生状況に応じて市が開設し、指定管理者が運営します。指定管理者に設置に係る費用負担は発生しませんが、事業実施に際し発生する費用（水道光熱費、人件費、小規模修繕等「運営の基準 P.7 参照」）は指定管理者負担となります。サテライト型児童クラブの設置が決まり次第、指定管理料を増額し実施できるよう対応します。

待機児童の発生状況に応じて東部ブロックおよび西部ブロックにおいてもサテライト型児童クラブとして支援数増を目的に実施予定としています（令和 8 年度以降の待機児童数見込みについては図 1 を参照）

(図1) 令和8年～12年において待機児童解消に向けて対応をしなかった場合に想定した待機児童数予測推移。



#### 直近で開所が見込まれるサテライト型児童クラブ

| 学区      | 定員  |
|---------|-----|
| 鶴が台（A区） | 45人 |
| 小和田（B区） | 30人 |
| 浜之郷（C区） | 40人 |

#### 8 指定を行う予定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を継続することが適当でないと教育委員会が認める場合には、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

#### 9 経費に関する事項

指定管理者は、市が支払う指定管理料の他、入所児童の保護者が支払う育成料や自らが企画・実施する各事業の収入をもって施設を運営します。

##### (1) 育成料

入所児童の保護者から指定管理者に児童クラブの利用料金である「育成料」及び「延長料金」を徴収できることとします。「育成料」及び「延長料金」の合算額については、条例第13条第2項に基づき、児童1人につき月額20,000円を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めることとします。指定管理者により金額に差が生じた場合、市内児童クラブの育成料を統一できるよう調整します。

(例)

| 育成料     | 延長料金 | 延長利用日数 | 利用料金<br>(月額) |
|---------|------|--------|--------------|
| 12,000円 | 300円 | 25回    | 19,500円      |

なお、現在はすべての指定管理者が１年生：１２，０００円、２年生：１１，０００円、３年生：１０，０００円、４年生：９，０００円、５年生：８，０００円、６年生：７，０００円に設定しています（別途、児童１人につき月額１，９００円のおやつ代を徴収するとともに、１８時～１９時は延長保育として、１回３００円を徴収しています）。

また、条例第１４条及び規則第９条並びに１０条の規定により減免還付するものとなりますが、減免還付した育成料については、各年度の予算の範囲内において市が補填を行います。

## （２）指定管理料

指定管理料は、施設の管理運営に要する経費とし、市の予算の範囲内とします。年度毎決算を実施し、精算を行います。

## （３）指定管理料の額

指定管理期間の指定管理料の額は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間です。Ａ区からＥ区までの各区の上限は次のとおりです。

事業計画書（収支計画書）は、各区の指定管理料収入が各区の上限額を超えないように作成してください。

また、上限額は国の子ども子育て支援交付金交付要綱の補助単価で算出しており現時点での消費税及び地方消費税や最低賃金の上昇等を考慮したものであり、指定管理料の額は各年度の歳出予算の範囲内で決定します。

その他、待機児童解消等を目的にサテライト型児童クラブ（注１）を設置・運営する場合は、次の表に記載のある指定管理料とは別に市は指定管理者に指定管理料を支払うものとします。サテライト型児童クラブを運営するために支払う指定管理料は、子ども子育て支援交付金交付要綱の補助単価に基づき上乗せします。

（注１）P5.「サテライト型児童クラブ」参照

※子ども子育て支援交付金交付要綱内訳（抜粋）

放課後児童健全育成事業を実施することに伴い、基本額、開所日数加算、長時間開所加算、処遇改善等の補助単価を要綱に従い算出します。

なお、障害児受入推進事業費、放課後児童クラブ送迎支援事業については対象である場合に運営費に加算されます。（資料２参照）

### Ａ区

| 年度     | 指定管理料の上限額 |                   |
|--------|-----------|-------------------|
| 令和８年度  | 金         | ８５，９４７，１００円（非課税）  |
| 令和９年度  | 金         | ８７，３０５，０００円（非課税）  |
| 令和１０年度 | 金         | ８８，６８１，２００円（非課税）  |
| 令和１１年度 | 金         | ９０，０７９，７００円（非課税）  |
| 令和１２年度 | 金         | ９１，５２０，４００円（非課税）  |
| 合計     | 金         | ４４３，５３３，４００円（非課税） |

### Ｂ区

| 年度    | 指定管理料の上限額 |                  |
|-------|-----------|------------------|
| 令和８年度 | 金         | ７０，８０４，５００円（非課税） |
| 令和９年度 | 金         | ７１，９２０，６００円（非課税） |

|        |   |                   |
|--------|---|-------------------|
| 令和10年度 | 金 | 73,051,800円（非課税）  |
| 令和11年度 | 金 | 74,201,300円（非課税）  |
| 令和12年度 | 金 | 75,386,000円（非課税）  |
| 合計     | 金 | 365,364,200円（非課税） |

#### C区

| 年度     | 指定管理料の上限額 |                   |
|--------|-----------|-------------------|
| 令和8年度  | 金         | 149,344,400円（非課税） |
| 令和9年度  | 金         | 151,676,700円（非課税） |
| 令和10年度 | 金         | 154,040,200円（非課税） |
| 令和11年度 | 金         | 156,442,000円（非課税） |
| 令和12年度 | 金         | 158,916,200円（非課税） |
| 合計     | 金         | 770,419,500円（非課税） |

#### D区

| 年度     | 指定管理料の上限額 |                   |
|--------|-----------|-------------------|
| 令和8年度  | 金         | 92,865,500円（非課税）  |
| 令和9年度  | 金         | 94,325,900円（非課税）  |
| 令和10年度 | 金         | 95,806,600円（非課税）  |
| 令和11年度 | 金         | 97,311,500円（非課税）  |
| 令和12年度 | 金         | 98,861,600円（非課税）  |
| 合計     | 金         | 479,171,100円（非課税） |

#### E区

| 年度     | 指定管理料の上限額 |                   |
|--------|-----------|-------------------|
| 令和8年度  | 金         | 122,534,200円（非課税） |
| 令和9年度  | 金         | 124,451,000円（非課税） |
| 令和10年度 | 金         | 126,392,300円（非課税） |
| 令和11年度 | 金         | 128,365,000円（非課税） |
| 令和12年度 | 金         | 130,397,900円（非課税） |
| 合計     | 金         | 632,140,400円（非課税） |

#### （４）指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度（４月１日から翌年の３月３１日まで）毎に、指定管理者の請求に基づき支払うものとします。

また、支払いの時期、方法等については年度協定書で定めます。

#### （５）指定管理料の用途

指定管理料は、児童クラブの管理運営に要する経費以外に使用することはできません。

## (6) 管理口座

指定管理者は、指定管理料に係る経費について、別の会計を設けて他の会計とは区別し、原則専用の口座で管理することとします。ただし、東部ブロック・西部ブロック一括して指定管理者となった際には経費を同一の管理口座とすることは可能とします。また、現金出納簿その他関係書類については常時備え付けておくこととします。

## 10 指定管理者の募集に関する事項

### (1) 募集期間

令和7年4月30日（水）から令和7年6月13日（金）まで

### (2) 応募資格

本募集に応募できる団体は、申請日現在に次のいずれの条件も満たす団体とします。

- ア 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施している団体または、同法に基づく保育所、認定こども園法に基づく認定こども園を運営している団体であること。ただし、共同事業体にあつては、本件の応募に関して他の団体の構成員として応募をしていない2以上の団体により構成されるものに限る。
- イ 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有すること、又は破産者で復権を得ていること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により茅ヶ崎市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- エ 茅ヶ崎市から指名競争入札の参加資格の停止の措置を受けていないこと。
- オ 国税及び地方税（法人税、消費税、地方消費税、法人住民税、事業税、事業所税）を滞納していないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- キ 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当しないこと。
- ク 2年以内に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取り消しを受けたことがないこと。
- ケ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること。（加入の必要がない場合は除く）
- コ 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていないこと。仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- サ 地方公共団体の長や議員が経営する法人・団体でないこと。
- シ 本業務について、十分な業務遂行能力と、本業務と類似の業務の実績（成果）を有すること。
- ス 待機児童のある学区において市が指定する場所で児童クラブと合わせてサテライト運営の実施ができること。

### (3) 募集要項の配布

#### ア 配布期間

令和7年4月30日（水）から令和7年6月13日（金）まで

#### イ 配布方法

資料一式は、茅ヶ崎市ホームページで公表します。

ただし、図面は、説明会参加事業者の説明会参加後に配布します。

#### (4) 応募者説明会

提出書類の記載方法等について、次のとおり説明会を行います。本募集に応募を希望する場合は、説明会に必ずご参加ください。説明会への参加のない団体は応募できません。

また、共同事業体として応募する場合、構成団体のうち必ず代表団体が含まれるようにしてください。

なお、現地見学を希望される場合は、別途ご相談ください。

##### ア 日時

令和7年5月14日（水）午後2時から午後3時30分まで

##### イ 実施方法

ZOOMによるオンライン説明会

##### ウ 参加申込

令和7年5月12日（月）まで、次のオンライン申請フォームで受け付けます。ご申請いただいたメールアドレスにZOOM IDを付与し、参加の際の注意事項についてご案内します。

なお、説明会の参加は、1団体につき2名までとします。

【申し込みはこちらから】



[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142077-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=94185](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142077-u/offer/offerList_detail?tempSeq=94185)

#### (5) 質問の受付

本募集に関する質問は、次のとおり受付をします。

##### ア 受付期間

令和7年5月15日（木）から令和7年5月19日（月）午後5時まで（必着）

##### イ 受付方法

次のオンライン申請フォームで受け付けます。

電話や窓口等での問い合わせについては受け付けできませんのでご注意ください。

【申し込みはこちらから】



[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142077-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=94178](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142077-u/offer/offerList_detail?tempSeq=94178)

##### ウ 回答

受付期間内に質問申請をいただいた団体及び応募者説明会に参加したすべての団体に令和7年5月26日（月）までに電子メールにて回答します。

なお、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの、審査に著しく影響を与えるものについては、回答を控えることもありますのでご了承ください。

#### (6) 応募書類の提出

応募書類の提出については、次のとおりとします。

##### ア 提出期間

- 令和7年5月29日（木）から令和7年6月13日（金）まで
- イ 受付時間  
午前9時から午後5時まで ※正午から午後1時までの時間を除く
- ウ 提出場所  
茅ヶ崎市教育委員会 教育推進部青少年課(茅ヶ崎市役所分庁舎3階5番窓口)
- エ 提出方法  
原則持参（郵送による提出を希望する場合は電話で事前に御相談ください。郵送の場合、令和7年6月13日（金）必着とします。）
- オ 提出書類  
本募集に応募する団体は、別紙2「茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者指定申請提出書類様式集」を参照の上、提出書類については、A4サイズ（様式・資料ごとに両面印刷）、2穴、頁番号を振り、ファイルに左綴じにし、正本1部に加え副本15部を添えて提出してください。  
また、正本及び副本の電子データ1部（CD-R）を併せて提出してください。  
審査は団体名を隠して行いますので、このことにご留意いただきながら事業提案書を作成してください。  
副本は、応募者名が記載されている箇所は非開示の形で作成してください。  
従業員の氏名等の個人情報などが記載されている箇所についても黒塗りにしてください。  
なお、官公庁が発行する書類は、申請日の3か月以内に発行されたものに限り  
ます。
- カ 募集要項の内容の承諾  
応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

#### （7）共同事業体としての応募

共同事業体として本募集に応募する場合には、次の事項に留意してください

- ア 共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め代表団体が応募書類を提出してください。
- イ 第1－2号様式「共同事業体協定書」及び第1－3号様式「委任状」を提出してください。
- ウ 第3号様式「団体の概要書」、応募者の組織図、役員等の構成、定款、寄付行為、約款等については、全構成員のものを提出してください。
- エ 別紙2「茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者指定申請提出書類様式集」に記載の項番4～10については、全構成員のものを提出してください。

#### （8）提案を求める事項

- ア 待機児童解消等を目的として設置するサテライト型児童クラブ（注1）の運営について（注1）P5.「サテライト型児童クラブ」参照

サテライト型児童クラブ運営の実施に向けて、人材確保や具体的な対応策及び実施するにあたり有効な保育提案をしてください。

また、サテライト型児童クラブに限らず待機児童の早期解消への実現可能なアイデアがあれば提案をしてください。実施については、教育委員会と協議の上決定します。（資料3参照）

- イ 小学校ふれあいプラザとの連携について

国では、「放課後児童対策パッケージ2025」を策定し、多様な居場所づ

くり等、子どもが放課後を安全・安心に過ごすための取り組みを推奨しています。放課後児童クラブと放課後子供教室の連携型の推奨の取り組みにおいて、一層の連携・協力を図っていく必要があります。放課後子供教室を本市では小学校ふれあいプラザと呼び、このことについて、実施可能な連携の提案をしてください。提案内容の実施については、教育委員会と協議の上決定します。

ウ 地域等との連携について

児童クラブは、学校や自治会などとの連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割が求められます。

また、保護者及び地域社会に対し、児童クラブの運営の内容を適切に説明するよう努める必要があります。地域等との様々な連携のあり方に関する取り組みについて、具体的な提案をしてください。提案内容の実施については、教育委員会と協議の上決定します。

エ 学齢に応じた保育サービス及び保育の質について

児童クラブは、小学校6年生までが入所対象児童のため、幅広い年齢の児童が同じ空間にいます。低学年、高学年それぞれの児童の健全な育成を支援するためには、学齢に応じた保育の実施が必要です。

このことについて保育の質を保ちつつ、実施可能な保育の実施に関する提案をしてください。提案内容の実施については、教育委員会と協議の上決定します。

(9) 地域連携型の運営体制について

児童クラブが地域の様々な関係機関と、効果的・効率的に連携し、児童クラブを利用する児童のみならず、地域貢献につながる運営が行われることを評価することとします。

市内に応募者の本店や支店※を設置し児童クラブの運営に対して柔軟な対応が可能であることや地域の雇用促進に努めていること、市内の物資を調達する等、地域との連携を重視した運営に取り組める事業者を評価します。

※登録簿上の本店又は支店（主たる事務所又は従たる事務所）を指します。

(10) 応募に際しての留意事項

ア 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

イ 応募書類の著作権

応募書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。

なお、指定管理者の選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他教育委員会が必要と認めるときには、教育委員会は応募者の承認を得ず、無償で応募書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ウ 応募書類の開示

応募書類は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）における行政文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等による公開対象となります。

この場合において、指定管理者による公の施設の管理運営は、極めて公共性の高い事業であり、指定管理者の業務内容の透明性確保の観点から、応募者の提出した応募書類（「別紙2 茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者指定申請提出書類様式集」の項番2～5に該当するもの（別紙資料を除く））については、同条例第7条に定める公益上の理由による裁量的公開により、公開されます。

## エ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、別紙3「応募辞退届」を提出してください。

## オ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会（以下、「選定等委員会」という）が認めた場合はこの限りではありません。

## カ 重複応募の禁止

応募は1団体につき東部ブロック、西部ブロックそれぞれ1案のみとします。東部ブロック、西部ブロックに1案ずつ応募することは可能です。また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することは認められません。

## キ 接触の禁止

市が認める場合を除き、選定等委員会委員、その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

## ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

（ア）説明会の代理出席

（イ）事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可）

（ウ）選定等委員会の面接審査への出席

## ケ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

## コ 失格要件

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。なお、失格となった場合においても応募に要した費用の負担は行いません。

（ア）応募後に応募資格を満たさないこととなった場合あるいは応募資格を満たさないことが判明した場合

（イ）募集要項に定める手続きを遵守しない場合

（ウ）応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

## 1.1 指定管理者の選定及び指定に関する事項

### （1）選定方法

指定管理者の選定については、応募資格を満たしている団体から提出された提案を選定対象とし、選定等委員会において、応募書類等に基づく書類審査及び応募者への面接審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を原則非公開で行います。当日の説明（プロジェクター等の映像機材での説明を含む）は、事前に提出いただいた応募書類の提案内容の範囲内としてください。応募書類に記載のない新たな提案事項の説明は評価点への反映はいたしません。

別紙4「茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者選定審査評価表」（以下、「審査評価表」という）に掲げる「評価項目及び評価の視点」により得点化した各選定等委員会委員の総合評価点の合計（最終評価点）により選定を行います。最終評価点が満点の6割以上で、かつ最も高い者を指定管理者の候補者として選定し、2番目に得点の高い者を候補者の次点者として選定します。

また、応募者が4者以上であった場合には、選定等委員会による書類審査を実施し、書類審査の各選定等委員会委員の総合評価点の合計の上位3者を絞り込み、その3者に対し面接審査を行います。面接審査の日時及び場所については、後日連絡します。

なお、書類審査及び面接審査について、最終評価点が同点の場合は、市が最も重視している評価項目「7 提案を求める事項について」の合計が高かった候補者とします。その最終評価においても同点になる場合は「8 地域連携型の運営体制について」の合計点数が高い評価者とし、その過程を経てもなお同点の場合は「5 施設の運営について」の「(6) 利用者の利便性向上に向けたデジタル化の方策が図られているか」の点数が高かった方を候補者とするものとします。

## (2) 選定基準及び評価項目等について

条例第5条のほか、審査評価表を参照してください。

## (3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての応募者へ文書で通知します。また、選定の経過及び結果は、市ホームページへの掲載等により公表し、指定管理者の候補者については、事業者名も公表します。応募者の書類審査及び面接審査を含む選定等委員会の会議録については発言を明記したものとし、原則公開となります。

## (4) 指定の手続き

選定された団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を議会に対して提案し、議決後に指定管理者として指定します。指定にあたっては、指定団体へ文書で通知するとともに、茅ヶ崎市公告式条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第48号）の定めるところにより告示します。

なお、議会への提案は、令和7年第3回定例会（9月）を予定しています。

# 1.2 協定及び準備に関する事項

## (1) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と教育委員会との間で協議のうえ、協定を締結します。協定には、指定管理に係る基本的な事項を締結する「基本協定」と、年度ごとに必要な事項を締結する「年度協定」があります。

ただし、協定締結又は協定発効以前に、指定管理者が財務状況の悪化や社会的信用の著しい喪失など、指定管理者としてふさわしくないと認められる状況に陥った場合は、協定を締結しない、あるいは協定を解除することがあります。

なお、教育委員会は、議会の議決を得られなかったとき、指定管理者の候補者が協定の締結を行わなかったとき、協定を解除したときにおいては、指定管理者の候補者が本件に関して支出した費用については補償しません。

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、教育委員会及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

## (2) 準備業務

指定された団体は、指定管理期間の開始までに次の業務を行うこととします。

なお、準備にかかる経費については、指定管理者の負担とします。

指定管理者は業務を行うにあたり、茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱に基づき、事業開始届を提出するものとする。

### ア 事業計画書業務

指定された団体は、事業計画書を作成するものとします。

### イ 教育委員会等との連携・調整業務

指定された団体は、教育委員会をはじめ、児童クラブと関係する機関や団体等との連携や調整を実施し、指定管理期間までに必要な準備を行うものとします。

ウ 現在の指定管理者からの引き継ぎ等業務

指定された団体は、現在の指定管理者と団体が異なる場合には、指定管理期間からスムーズに業務を開始できるよう、引き継ぎ業務を行うこととします。

※詳細については指定管理者の候補者に対し、別途提示します。

1 3 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに教育委員会に報告しなければなりません。その際、教育委員会は指定管理者に対し、次の必要な措置を取ることができるものとします。

なお、災害その他不可抗力等、指定管理者の責めに帰することのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

その際、一定期間内に協議が整わない場合、市教育委員会は指定管理者の取り消しを行うことができるものとし、指定管理者は次期指定管理者への円滑な引き継ぎを行うこととします。

(1) 指示

教育委員会は、指定管理者が次の事項に該当すると教育委員会が認めたときは、地方自治法第244条の2第10項の規定により、必要な指示を行い、指定管理者が指示に従わないときは、同条第11項の規定により、指定の取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとします。

ア 募集要項に定める応募資格を失ったとき。

イ 財務状況が悪化し、管理運営業務の履行に影響があるとき。

ウ 協定書の事項に関して違反をしたとき。

エ 個人情報保護に関する取り扱いが不適切であるとき。

オ 関係法令、条例又は規則に違反をしたとき。

カ その他指定管理者としてふさわしくないとき。

(2) 指定の取り消し

教育委員会は、指定管理者が次の各事項に該当すると教育委員会が認めたときは、選定等委員会の意見を踏まえた上で、地方自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消すことができるものとします。

ア 団体が倒産（解散）したとき。

イ 財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営等の継続が困難であるとき。

ウ 協定書の事項に関して重大な違反をしたとき。

エ 地方自治法の規定による監査を拒否又は妨害したとき。

オ 個人情報保護に関する取り扱いに関して重大な欠陥があるとき。

カ 関係法令、条例又は規則に関して重大な違反をしたとき。

キ 応募に際して虚偽の記載をし、又は申し立てたとき、又は組織的な違法行為を行った場合など、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当であるとき。

ク その他指定管理者として不適格であるとき。

(3) 改善勧告

上記に比較して軽微な事項に該当するときは、教育委員会は指定管理者に対して改

善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができるものとします。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合等には、教育委員会は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、必要な指示を行い、指定管理者が指示に従わないときは、同条第11項の規定により、指定の取り消し又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

#### 1.4 損害賠償等

- (1) 「1.3 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置」により指定管理者の指定が取り消され又は業務停止となり、教育委員会に損害を与えたときは、教育委員会は指定管理者に対し、損害賠償請求をすることがあります。また、指定の取り消し又は業務停止により、当該指定管理者に損害が生じた場合であっても、教育委員会はその賠償の責めを負わないものとします。
- (2) 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は汚損したときは、それによって生じた損害に相当する額を教育委員会に賠償しなければならないこととします。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではありません。
- (3) 管理運営上の瑕疵が原因で事故が発生した場合に対処するため、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。

#### 1.5 業務の委託等

指定管理者は、指定管理業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、施設の管理に関する業務を委託する場合で、事前に教育委員会に書面で申請し、書面による承諾を得たときはこの限りではありません。

#### 1.6 原状回復及び事務引き継ぎ

指定管理者は、指定管理期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、速やかに原状回復して施設、設備、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、教育委員会又は新たな指定管理者と十分な事務引継ぎを行うこととします。ただし、原状回復について教育委員会の承認を得たときはこの限りではありません。また、法人所有のパソコン等がある場合には、個人情報等データの削除を行っていただきます。なお、教育委員会が支払う補助金を利用した施設の設備に関してはそのまま引き継ぐものとします。

#### 1.7 施設のあり方の検討について

「茅ヶ崎市公共施設等個別計画」（令和6年3月）において、児童クラブは、施設のあり方を検討する対象施設の1つに位置付けており、今回の指定を行う予定の期間において、施設のあり方の検討や見直しが行われる可能性があります。

児童クラブのあり方の見直しに伴って、管理運営に関する業務に影響が発生する事項については、教育委員会と指定管理者が協議を行うこととします。

## 18 リスク分担に対する方針

教育委員会が想定する主なリスク分担の方針は、次のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。次の事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

| リスクの種類          | リスクの内容                             | 負担者 |       |      |
|-----------------|------------------------------------|-----|-------|------|
|                 |                                    | 市   | 指定管理者 | 協議事項 |
| 物価変動            | 指定管理業務に多大な影響を与えるもの                 |     |       | ○    |
|                 | それ以外のもの                            |     | ○     |      |
| 資金調達            | 資金調達不能による管理運営の中断等                  |     | ○     |      |
|                 | 金利上昇による資金調達費用の増加                   |     | ○     |      |
| 法令等変更           | 管理運営に直接影響する法令等の変更                  |     |       | ○    |
| 税制変更            | 消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更               | ○   |       |      |
|                 | 法人税・法人住民税の税率等の変更                   |     | ○     |      |
|                 | それ以外で管理運営に影響するもの                   |     |       | ○    |
| 許認可等            | 市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの       | ○   |       |      |
|                 | 指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの   |     | ○     |      |
| 管理運営内容の変更       | 市の政策による期間中の変更                      | ○   |       |      |
|                 | 指定管理者の発案による期間中の変更                  |     |       | ○    |
| 市議会議決           | 指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期          | ○   |       |      |
| 需要変動            | 大規模な外的要因による需要変動                    |     |       | ○    |
|                 | 上記以外のもの                            |     | ○     |      |
| 管理運営の中断・中止      | 市に帰責事由があるもの                        | ○   |       |      |
|                 | 指定管理者に帰責事由があるもの                    |     | ○     |      |
|                 | 上記以外のもの                            |     |       | ○    |
| 利用者及び第三者等への損害賠償 | 市に帰責事由があるもの                        | ○   |       |      |
|                 | 指定管理者に帰責事由があるもの                    |     | ○     |      |
|                 | 市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの |     |       | ○    |
| 不可抗力            | 不可抗力による施設・設備の復旧費用                  |     |       | ○    |
|                 | 不可抗力による管理運営の中断                     |     |       | ○    |
|                 | 上記以外のもの                            |     |       | ○    |
| 指定管理への円滑な移行     | 市に帰責事由があるもの                        | ○   |       |      |
|                 | 指定管理者に帰責事由があるもの                    |     | ○     |      |
|                 | 上記以外のもの                            |     |       | ○    |
| 施設及び物品の損傷       | 市に帰責事由があるもの                        | ○   |       |      |
|                 | 指定管理者に帰責事由があるもの                    |     | ○     |      |
|                 | 上記以外のもの                            |     |       | ○    |

| リスクの種類   | リスクの内容                                          | 負 担 者 |           |          |
|----------|-------------------------------------------------|-------|-----------|----------|
|          |                                                 | 市     | 指定<br>管理者 | 協議<br>事項 |
| 管理運営費の増大 | 管理運営内容の変更以外の管理運営費の増大                            |       | ○         |          |
| 性能不適合    | 協定で定めた要求水準に不適合                                  |       | ○         |          |
| 事業終了時    | 指定管理者の指定期間の終了及び指定期間中の指定取消しの場合の原状回復、次期指定管理者への引継ぎ |       | ○         |          |

※不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地震、地滑り、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、疫病などを指します。

## 19 その他

租税に関して、指定管理者は、法人税、法人市・県民税、法人事業税及び事業所得税等の課税の対象となることがあります。また、新たな事業用資産（償却資産）を設置する場合は、固定資産税等の課税の対象となります。詳しくは、管轄の税務署、県税事務所、市役所市民税課・資産税課等の関係機関にお問い合わせください。

## 20 問い合わせ先

茅ヶ崎市 教育委員会 教育推進部 青少年課 児童クラブ担当  
住 所 〒253-8686  
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号  
電 話 0467-81-7227  
メール [seishou@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:seishou@city.chigasaki.kanagawa.jp)

## 21 関係資料

### <別紙>

- 別 紙1 茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者管理運営の基準
- 別 紙2 茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者指定申請提出書類様式集
- 別 紙3 応募辞退届
- 別 紙4 茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者選定審査評価表

### <資料>

- 資 料1 茅ヶ崎市の教育・保育提供区域
- 資 料2 子ども子育て支援交付金交付要綱について
- 資 料3 待機児童発生状況について
- 資 料4 茅ヶ崎市児童クラブ条例
- 資 料5 茅ヶ崎市児童クラブ条例施行規則
- 資 料6 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### <参考>

- 参 考1 指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針
- 参 考2 施設管理者のための建物維持管理の手引き
- 参 考3 「C-EMS」を通じた市役所温暖化対策～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～
- 参 考4 茅ヶ崎市公共施設電力調達に関する基本方針